

職員の懲戒処分について

1 件名

職員の懲戒処分について

2 被処分者

教員（50歳代 男性）

3 処分発令日

2021年8月25日

4 処分の種類

減給 労働基準法第12条に定める平均賃金の1日分の2分の1の額

5 処分の理由

①学生の作成した文章を自己の作成した文章として公表し、もって他人の作成した文章を自己の文章として公表しないこと及びそのように学生を指導すべきことという大学教授としての当然の職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったため。

②本学における職員採用につき、実名を挙げたうえで不正な職員採用と決めつけ、このことを主張する文書を多くの学内関係者に送付することによって当該採用職員の人権を侵害し、その就職についての不安や精神的苦痛を与えたとともに、その職場環境の悪化を招いたため。

6 処分根拠 公立大学法人下関市立大学職員就業規則

（人権侵害防止等に関する措置）

第19条 職員は、集落、国籍、民族、性別、障害の有無等による差別的扱い、アカデミック・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為等他の職員及び学生等を不快にさせる言動（以下「人権侵害」という。）を行ってはならない。

2～3 略

（懲戒事由）

第76条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処する。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(2)～(7) 略

(8) その他この規則及び法人の定める諸規程に違反し、又は前各号に準ずる行為があった場合

（懲戒区分）

第77条 懲戒は、次に掲げる区分に応じ行うものとする。

(1) 略

(2) 減給 1回の額が労基法第12条に定める平均賃金の1日分の2分の1を超えず、総額が一給与支払期における給与の総額の10分の1を上限として給与を減額する。

(3)～(5) 略

7 問い合わせ先

公立大学法人下関市立大学 理事（副学長・事務局長）砂原 雅夫

TEL 083-252-0288（代表）